



# 島根県報

平成29年5月8日（月）

第2,900号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

## 告 示

### 島根県告示第260号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年5月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	浜乃木湯町線	松江市乃木福富町字下ノ原699番2地先から同地先まで	前	メートル 16.00～ 17.00	メートル 15.00	松江県土整備事務所 拡下げ 減幅
			後	15.00～ 16.00	15.00	
〃	米子広瀬線	安来市矢田町90番地先から同町87番地先まで	前	9.48～ 11.73	89.40	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 交通安全工事 拡幅
			後	9.57～ 11.73	89.40	
〃	江津港線	江津市江津町1149番1地先から同町1280番地先まで	前	8.40～ 17.90	401.00	浜田県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	8.70～ 24.25	401.00	
〃	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原110番18地先から同地先まで	前	10.70～ 13.20	11.70	益田県土整備事務所津和野土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	10.70～ 14.70	11.70	

## 島根県告示第261号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年5月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	米子広瀬線	安来市矢田町90番地先から同町87番地先まで	メートル 89.40	平成29年 5月8日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	江津港線	江津市江津町1212番6地先から同町1517番1地先まで	136.60	平成29年 5月8日	浜田県土整備事務所	
〃	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原111番4地先から同110番18地先まで	150.00	平成29年 5月8日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	